

平成24年4月から

鏡野町の組織機構が一部変わります

1. 事務分掌の具体的な見直し

今回の機構改革により変更になる主な業務は以下のとおりです。

① 総合政策室

新たに加わる業務(従前の課)	他の部署に移管される業務(新部署)
重要施策の企画立案に関すること。 町の振興計画に関すること。 指定管理者等評価に関すること。	(企画課) (企画課) (総務課)

② 総務課

総務課と財政課を統合し総務課とします。

新たに加わる業務(従前の課)	他の部署に移管される業務(新部署)
財政課所管の業務 (財政課)	区長会に関すること。 消防防災に関すること。 交通安全対策に関すること。 安全安心のまちづくりに関すること。 防犯に関すること。 指定管理者等評価に関すること。 (総合政策室)

③ まちづくり課

課名を「まちづくり課」とし、協働のまちづくり等地域の振興に係る業務を一本化させるとともに、定住化対策を重点課題として取り組むため「地域対策係」を新設し、従来からの業務は「企画係」

が担当します。

新たに加わる業務(従前の課)	他の部署に移管される業務(新部署)
区長会に関すること。 (総務課) 「ミニユニティ」に関すること。 (町民環境課) 美しい町づくりに関すること。 (町民環境課) 定住化に関すること。 再生可能エネルギーに関すること。 「新規」 「新規」	重要施策の企画立案に関すること。 (総合政策室) 町の振興計画に関すること。 (総合政策室) 原子力防災に関すること。 (くらし安全課)

④ くらし安全課

安全安心に係る業務と情報広報課に係る業務を統合し、「くらし安全課」を新設します。

新たに加わる業務(従前の課)	他の部署に移管される業務(新部署)
消防防災に関すること。 原子力防災に関すること。 自衛官募集に関すること。 交通安全対策に関すること。 安全安心のまちづくりに関すること。 防犯に関すること。 消費者行政に関すること。 ごみ・し尿処理に関すること。 墓地・畜犬に関すること。 真庭市事務委託に関すること。 公害に関すること。 環境に関すること。 清掃センターの管理に関すること。	(総務課) (企画課) (町民環境課) (総務課) (総務課) (総務課) (町民環境課) (町民環境課) (町民環境課) (町民環境課) (町民環境課) (町民環境課) (町民環境課) (町民環境課)

⑤ 住民税務課

環境関係業務を「くらし安全課」に移し、その他の業務を税務課に統合し「住民税務課」とします。

他の部署に移管される業務(新部署)
消費者行政に関すること。 自衛官募集に関すること。 ごみ・し尿処理に関すること。 墓地・畜犬に関すること。 真庭市事務委託に関すること。 公害に関すること。 環境に関すること。 清掃センターの管理に関すること。 「ミニユニティ」に関すること。 美しい町づくりに関すること。

⑥ 保健福祉課

福祉課と健康増進課を統合し、「保健福祉課」とします。また、福祉課及び健康増進課の保健師及び栄養士の業務を一体的に処理するため、「保健指導推進センター」を保健福祉課に新たに設置します。

2. 課の所在

本庁の課の所在は以下のとおりです。

(1) まちづくり課

まちづくり課は、中央公民館2階(現在の財政課)となります。

(2) くらし安全課

くらし安全課は、本庁西館(現在の企画係)となります。